新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和4年8月9日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　総　務　課

※赤字が前回との変更点

**〔本人の場合〕**

**１．風邪様症状（喉の痛み、咳、発熱、鼻水、倦怠感等）が出た場合**

**※たとえ、喉の違和感だけでもオミクロン株への感染を疑い、他人にうつさないよう不用意な外出・接触を避け、慎重に行動してください。**

会社へは絶対に出勤せず、必ず所属長に連絡し、自宅で経過をみてください。

① 症状が出た場合、かかりつけ医など検査ができる身近な医療機関へ電話で相談し、受診してください。

② かかりつけ医をもたない場合、「診療・検査医療機関」のいずれかへ相談してください。予め自宅近隣の医療機関を把握し、速やかに対応できるようにしましょう。

＊詳しくは、お住まいの都県HP等をご参照ください。

＊受診先が見つからない場合には、保健所に電話してください。

③ 医療機関または自身で抗原検査等を実施した場合、検査結果を速やかに所属長に連絡してください。

④ すぐに医療機関が受診できず、抗原検査キットも手に入らない場合は、所属長へ相談してください。

⑤ 同居家族に陽性診断が出ており、自身に症状が出た場合、医療機関を受診（電話診療、オンライン診療を含む）した上で、医師の判断により検査を実施しなくても新型コロナの疑似症患者（みなし陽性）となる場合があります。（県市区により運用の有無や方法が異なります。）ただし、抗ウイルス薬による治療や入院・宿泊療養施設への入所の場合には医療機関での検査が必要となります。

⑥ 薬事承認された抗原検査キットの自己検査で陽性となった場合、保健所や県庁などの行政機関が設置しているシステムを通じてオンライン申請することにより、陽性判定を受け、感染者としての対応を受けることになります。（長野市は対応しています。県市区により運用の有無や方法が異なりますので、対応する県市区に確認した上で設定してください。）

＜会社で症状が出た場合＞

① 所属長に報告し、直ちに帰宅してください。

② 念のため、症状があった社員が接触した箇所をアルコール等で拭き取ります。

**２．感染が確定した場合**

【本人の対応】

1. 診断が確定したら大至急、所属長に連絡をしてください。所属長は総務課へ連絡してください。
2. 無症状、軽症の場合は、自宅療養が基本となります。ハイリスク者（65歳以上・基礎疾患のある人等）以外は、保健所からの連絡がないか、あってもSMSなど簡単なものになります。同居者と部屋・食事を分け、自身で健康観察を行ってください。２～３日経過しても症状が改善しない場合は、医療機関へ電話し、状況を相談してください。

③ 接触した人に対して必要事項を伝えてください。

　 ・同居者へ：濃厚接触者となり、外出自粛等が必要であること。

　 　・行動を共にした人で感染の可能性が高い場合：感染したこと、感染防止の注意事項

【他の社員等への対応】

社内で接触者を特定し、接触状況を確認します。所属長の指示に従ってください。

**３．感染により休業した場合の取り扱いについて**

① 新型インフルエンザ等感染症に指定されている感染症であり、下記の職場復帰の基準を満たすまでは就業できません。

② 年次休暇もしくは傷病給付を利用しての休業となります。（通常の病気等の扱いと同様です）

職場復帰の基準

① 感染の症状が見られた場合、次を満たした後に療養解除となります。

・発症日後10日かつ症状軽快後72時間が経過（最短10日目に解除）

② 感染の症状が見られなかった場合、次を満たした後に療養解除となります。

・検体採取日から7日間経過（最短8日目に解除）

③ 上記の基準を満たした場合に、法律に基づく就業制限も解除されますが、最終的な勤務再開日は、療養後の体調などを確認しながら決定します。しばらくの間、自宅待機もしくは在宅勤務を行う場合もあります。

**４．濃厚接触者となった場合**

① 直ちに所属長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅でわかった場合は出勤しないでください。所属長は総務課へ連絡してください。

② 次のいずれかに該当する日の遅い方を0日として5日間の自宅待機（6日目から解除）とします。

可能な場合、在宅勤務はできることとします。

・感染者と最後に接触した日　　・家庭内でマスク着用などの感染対策を開始した日

1. 上記にかかわらず、次の場合については、3日目に待機を解除できる場合があります。

・無症状かつ、2日目及び3日目の抗原検査キットを用いた検査がいずれも陰性

＊ただし、この基準の適用については個別に対応します。

　　④ ６日目または３日目に解除となった場合でも最後の接触から７日間はマスクの着用、ハイリスク者との接触を控えるなどの感染対策を継続してください。

**５．同居者以外の感染者と接触があった場合**

① 確認できた状況を整理し、直ちに所属長に連絡してください。自宅でわかった場合は出勤しないでください。

② 基本的な感染対策が行われていれば出社可能としますが、接触状況によっては一定期間自宅待機と

する場合があります。また、在宅勤務や他の社員と接しない場所での勤務を行う場合もあります。

③ 症状が出た場合、医療機関に電話し、新型コロナウイルス感染者と接触があったことを伝えた上で受診してください（〔本人の場合〕１．を参照してください）。

**６．感染の不安を感じる場合**

① 日常生活における自身の行動から、症状はなくても感染不安を感じた場合、自治体が実施する無料検査を受けることができる場合があります。HP等から確認できます。

② 市販の抗原検査キットを使って自身で調べる場合、「体外診断用医薬品」を使用し、正しく操作してください。（「研究用」は厚生労働省指定のものではありません）

③ 陽性と通知された場合は、速やかに検査のできる医療機関（〔本人の場合〕１．を参照してください）へ連絡し指示に従ってください。不用意に他者と接触したりすることは絶対に避けてください。以降の対応は〔本人の場合〕２．を参照してください。

**〔同居者がいる場合〕**

**1．同居者に感染者と接触があった場合**

① 同居者が感染者と接触した場合や、その可能性が疑われる場合は、必ず所属長に連絡してください。　　例）・子どもの学級内で感染者が出た　・子どもの友人が感染した　　等

② 原則として出社可能としますが、同居者の状況から感染リスクが高いと判断した場合、一定期間自宅待機とする場合があります。また、在宅勤務や他の社員と接しないような場所での勤務を行う場合もあります。

③ 同居者の体調、体温を注意深く確認してください。

**２．同居者に感染を疑わせる症状が出た場合**

① 同居者に風邪様症状、倦怠感等が出たら、出勤せず、所属長に相談してください。

当該同居者の受診または検査をお願いします。検査を実施した場合、検査結果を速やかに所属長に連絡してください。結果が出るまで、本人は自宅待機となります。

② 受診または検査の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、所属長にその旨を伝えてください。

③ 同居者が新型コロナ陽性と診断されており、別の同居者に症状が出た場合は、医師の判断により新型コロナの疑似症患者（みなし陽性）と診断される場合があります。〔本人の場合〕１．⑤を参照してください。

**３．同居者の感染が確定した場合**

同居者の感染が確定した場合、社員は濃厚接触者になります。〔本人の場合〕４．を参照してください。